

■一走行と見なす箇所

以下に該当する場合は、1回の走行とみなして各対象道路の走行距離を合算します。

- ①特定のインターチェンジ等及び新直轄区間等を経由して対象道路を乗り継ぐ場合
(別紙1の対象道路図中、緑色の区間)

対象道路	経由するインターチェンジ等		対象道路	
東北自動車道	福島大笹生IC (福島JCT料金所)	⇔	米沢北IC (米沢北本線料金所)	米沢南陽道路
山形自動車道 (村田JCT～月山IC)	月山IC (西川本線料金所)	⇔	湯殿山IC	山形自動車道 (湯殿山IC～鶴岡JCT)
中部横断自動車道	富沢IC (富沢料金所)	⇔	六郷IC (富士川本線料金所)	中部横断自動車道
安房峠道路	中ノ湯IC (平湯料金所)	⇔	松本IC (松本料金所)	中央自動車道
安房峠道路	平湯IC (平湯料金所)	⇔	飛騨清見IC (飛騨清見料金所)	東海北陸自動車道
東富士五湖道路	須走IC (須走料金所)	⇔	御殿場IC (御殿場料金所又は 御殿場東料金所)	東名高速道路
名古屋第二環状自動車道	楠JCT (楠JCT第一料金所又は 楠JCT第二料金所)	⇔	小牧IC (小牧料金所)	東名高速道路・ 名神高速道路
名古屋第二環状自動車道	清洲JCT (清洲JCT第一料金所又は 清洲JCT第二料金所)	⇔	一宮IC (一宮料金所)	名神高速道路
山陽自動車道	神戸西IC	⇒	鳴門IC (鳴門本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	鳴門IC	⇒	神戸西IC (神戸西本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	早島IC	⇒	坂出IC (坂出本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	坂出IC	⇒	早島IC (早島本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	尾道JCT (尾道本線料金所)	⇔	三次東JCT (三次東料金所)	中国自動車道
中国自動車道	三次東JCT (三次東料金所)	⇔	三刀屋木次IC (三刀屋木次料金所)	松江自動車道
山陽自動車道	広島東IC～宮島スマートIC (広島東料金所～ 宮島スマート料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島自動車道	広島西風新都IC (広島西風新都料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島岩国道路	廿日市IC (廿日市料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路

米子自動車道	米子IC (米子料金所)	⇔	米子西IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
山陰自動車道	松江玉造IC (松江玉造料金所)	⇔	東出雲IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
松山自動車道	大洲IC (大洲料金所)	⇔	大洲北只IC (大洲松尾料金所)	松山自動車道
九州自動車道	鹿児島IC (鹿児島本線料金所)	⇔	鹿児島西IC (松元本線料金所)	南九州自動車道 (鹿児島道路)
東九州自動車道	佐伯IC (佐伯料金所)	⇔	延岡南IC (門川本線料金所)	東九州自動車道 (延岡南道路)

②「高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）」の対象となる道の駅を經由して対象道路を乗り継ぎ、当該社会実験料金が適用される場合